

「市民とともに創る演劇ワークショップ」
企画運営業務公募型プロポーザル実施要領

令和4年11月

多賀城市

「市民とともに創る演劇ワークショップ」

企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

令和6年に多賀城創建1300年記念事業として、一般社団法人シェイクスピア・カンパニー制作による演劇「The winter's tale 冬物語」の上演が予定されている。

その機会を活かし、市民が世代・経験などにかかわらず、子どもから大人まで誰もが演劇脚本制作及び演劇に参加できる機会を広く提供し、芸術文化活動に自ら参加する人々の裾野を広げるとともに、様々な世代の交流を促進するため、演劇ワークショップを実施する。

また、当該ワークショップ参加者には、上記演劇に実際に参加できる機会を設け、表現力を育み、創造する喜びや楽しさを他の参加者と共有できる体験を通じて、心豊かな活力ある地域の文化的風土の醸成を図るもの。

・本事業の3つのポイント

- 1) 地域課題を自らのチカラで解決できる地域社会の構築と市民文化の創造を。
- 2) シビックプライド（市民の誇り）の醸成と創造的な人材の育成を。
- 3) 市民が気軽に参加でき、市民同士の交流が生まれたり、自らアクションを起こせるような場や機会の創出を。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

「市民とともに創る演劇ワークショップ」企画運営業務

(2) 業務内容

別紙「「市民とともに創る演劇ワークショップ」企画運営業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月29日（水）まで

(4) 業務委託費上限額（予定金額）

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。
- (2) 宮城県内に主たる事業所等を有しており、必要に応じて担当者が多賀城市に来ることができること。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和4年11月14日（月）
質問書の提出期限	令和4年11月21日（月）午後5時
質問への回答	令和4年11月22日（火）までに回答を公表
参加申込書、企画提案書等提出期限	令和4年11月24日（木）午後5時
プレゼンテーション（選定委員会）	令和4年11月30日（水）午後1時30分から
審査結果の通知	選定委員会に参加した者に別途通知
契約締結	令和4年12月上旬【予定】

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

(2) 受付先

「11 問合せ先」に記載のとおり

(3) 質問書受付期間

令和4年11月14日（月）から同月21日（月）午後5時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和4年11月22日（火）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、一定期間ごとに随時行うこともあるので注意すること。

6 参加申込書及び企画提案書の受付

(1) 申込受付期間

令和4年11月14日（月）から同月24日（木）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式2）	1部
イ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類	各1部
ウ 企画提案書表紙（様式3）	10部
エ 暴力団排除に係る誓約書（様式4）	1部
オ 企画提案書（様式自由）	10部

※企画提案書の用紙サイズはA4、枚数は両面印刷で15枚（計30面）以内とします（A3サイズを折り込み、A4とすることも可とします。）。

カ 過去3年度以内（平成31年4月1日から現在まで）における本業務と類似の業務実績を示す資料

10部

キ 参考見積書（様式5）

10部

ク 参考業務費内訳書（様式自由）

10部

ケ その他参考資料

10部

(4) 受付場所

「11 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）

7 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

8 審査

(1) 参加資格要件の審査

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

(2) プレゼンテーション（選定委員会）

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和4年11月30日（水）午後1時30分から

多賀城市役所3階・第1委員会室

なお、審査に係る順番は、実行委員会で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

(イ) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(ウ) 審査項目

区分	評価項目	評価内容
概要 実績	事業者等の概要	事業者等の規模・保有技術・資格状況
業務 体制	業務実施体制	配置予定技術者の資格、経歴等
	業務の工程管理等	工程管理、業務への取組姿勢
提案 力	的確性（業務の理解度）	文化芸術創造都市への理解と事業への反映能力
		文化財の活用及び歴史まちづくりへの理解と事業反映能力
		文化芸術を媒介とするコミュニティ形成への理解と事業反映能力
	実現性（提案の実現性）	提案内容の実現性
独創性（有用な提案）	インパクト・その他有用な提案	

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは選定委員会で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、第1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する者に意見を聴取することができることとし、その者は審査会に出席できることとする。

9 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務に係る履行の全部又は市が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

(2) 権利の帰属等

成果品及び受託者が本業務のために作成した著作物は、原則として全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく公表してはならない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

11 問合せ先

多賀城市企画経営部市民文化創造課

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

電話 022-368-1141 (代)

FAX 022-368-2369

E-mail sozo@city.tagajo.miyagi.jp

市民とともに創る演劇ワークショップ企画運營業務委託に係る仕様書

1 件名

市民とともに創る演劇ワークショップ企画運營業務委託

2 目的

令和6年に多賀城創建1300年記念事業として、一般社団法人シェイクスピア・カンパニー制作による演劇「The winter's tale 冬物語」の上演が予定されている。

その機会を活かし、市民が世代・経験などにかかわらず、子どもから大人まで誰もが演劇脚本制作及び演劇に参加できる機会を広く提供し、芸術文化活動に自ら参加する人々の裾野を広げるとともに、様々な世代の交流を促進するため、演劇ワークショップを実施する。

また、当該ワークショップ参加者には、上記演劇に実際に参加できる機会を設け、表現力を育み、創造する喜びや楽しさを他の参加者と共有できる体験を通じて、心豊かな活力ある地域の文化的風土の醸成を図るもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月29日（水）まで

4 委託料の支払方法等

業務完了後、一括払い

5 業務内容

(1) ワークショップ企画運營業務

ア 概要

年齢・経験によらず、応募者全員が参加できるワークショップを実施するものとする。ワークショップにおいて、多様な参加者同士と一緒に練習を重ねることにより、創造する喜びや楽しさを参加者同士で共有する。

なお、演劇ワークショップの企画運営については、令和6年上演の多賀城創建1300年記念事業「The winter's tale 冬物語」の制作をする一般財団法人シェイクスピア・カンパニーと共同で行うこと。

(ア) 期間

令和4年12月から令和5年3月まで

(イ) 会場

多賀城市内の公共施設

(ウ) 参加者

一般公募による市民

イ ワークショップ

(ア) 参加者を対象に業務委託期間内に計6回以上のワークショップを実施すること。

(イ) ワークショップのスケジュールや場所等の調整については、市民文化創造課と協議のうえ決定すること。

(ウ) ワークショップの運営に関する一切については、受注者の責任において実施すること。

ウ 参加者の公募及び公募のための広報

(ア) 参加者の公募（申込みの受付）を行うこと。

(イ) より多くの市民が参加できるよう、募集期間を設けず、途中参加も可能とすること。

(ウ) 各回の参加者の上限を決め（20人程度）可能な限り参加者が集まるよう努めること。

(エ) 参加者募集チラシを作成し、納期までに市に納品すること。

(オ) 印刷物の編集・デザイン等について、市と十分に打合せ、事業の趣旨に合った編集・デザインにするよう努め、必要な校正を行うこと。

(カ) 印刷物の最終的な原稿データ及び素材については、市民文化創造課に納品すること。

(キ) 受注者は、印刷物及び SNS 等を活用し、本業務を広く内外に発信すること。

エ 参加者への連絡等

(ア) メール配信システム等を活用し、個人を特定しない方法で参加者に連絡やお知らせ等ができるようにすること。

(イ) 参加者がワークショップ等の出欠を連絡できるよう、特定の連絡先を設けること。

(ウ) 参加者への連絡は、本事業以外の目的で行わないこと。

(エ) 申込みに際して取得した参加者の情報は、名簿として、市に提出すること。

オ その他

(ア) 参加者の安全には十分配慮すること。

(イ) その他詳細については、企画提案書に基づき、市と協議のうえ、決定すること。

6 著作権等について

(1) 本業務の履行にあたり生じたもの（印刷物等）の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、市に帰属し、市が随時利用・複製できるものとする。ただし、第三者（市及び受注者以外の者）が著作権等を有するものを用いる場合は、著作権等の処理を行うこと。

(2) 印刷物について、市が指定する第三者に対しては、著作者人格権を行使しないこと。

(3) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

7 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受注者は業務が完了したときに、速やかに返却するものとする。

8 その他

(1) 受注者は、契約後、市と十分に協議したうえで、工程表を添えた事業計画書を提出すること。

(2) 受注者は、市と適宜連絡をとり、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。

(3) 新型コロナウイルス感染予防のため、十分な感染拡大防止対策を講じて実施すること。

(4) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧

に供し、複写させ、譲渡または提供してはならない。

(5) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。

(6) 受注者は、多賀城市個人情報保護条例（平成9年条例第10号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、受注業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(7) 多賀城市は環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、作業の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。

(8) 暴力団等排除

ア 受注者は、市が発注する業務において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

イ 受注者は、上記アにより警察への通報等を行った場合には、速やかに建設工事等を所掌する課等の長（以下「課長等」という。）にその内容を書面により報告すること。

ウ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長等と協議を行うこと。

(9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、市と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

9 委託料の限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）